

平成29年11月宮崎県定例県議会  
商工建設常任委員会会議録  
平成29年12月7日～8日

場 所 第5委員会室



平成29年12月7日(木曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成29年度宮崎県一般会計補正  
予算(第5号)

○議案第5号 宮崎県営住宅の設置及び管理に  
関する条例の一部を改正する条  
例

○議案第9号 工事請負契約の締結について

○議案第10号 工事請負契約の締結について

○議案第21号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第22号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第23号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第24号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す  
る調査

○その他報告事項

・県内経済の概況等について

・本県中小企業等の事業承継に関する実態調査  
結果(概要)について

・平成29年度の企業立地の状況等について

・新宿みやざき館KONNEリニューアルの進  
捗状況について

・平成29年発生公共土木施設災害の状況につい  
て

・「中小河川緊急治水対策プロジェクト」につい  
て

出席委員(8人)

委員 長 渡 辺 創  
副委員 長 外 山 衛

委員 坂 口 博 美  
委員 星 原 透  
委員 黒 木 正 一  
委員 満 行 潤 一  
委員 重 松 幸次郎  
委員 武 田 浩 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 中 田 哲 朗  
商工観光労働部次長 佐 野 詔 藏  
企業立地推進局長 黒 木 秀 樹  
観光経済交流局長 福 嶋 清 美  
商工政策課長 小 堀 和 幸  
経営金融支援室長 齊 藤 安 彦  
企業振興課長 河 野 讓 二  
食品・メディカル産業推進室長 柚木崎 千鶴子  
雇用労働政策課長 外 山 景 一  
企業立地課長 温 水 豊 生  
観光推進課長 岩 本 真 一  
ホールみやざき営業課長 中 嶋 亮  
工業技術センター所長 野 間 純 利  
食品開発センター所長 水 谷 政 美  
県立産業技術専門校長 林 睦 朗

県土整備部

県土整備部長 東 憲之介  
県土整備部次長  
(総括) 向 畑 公 俊  
県土整備部次長  
(道路・河川・港湾担当) 瀬戸長 秀 美  
県土整備部次長  
(都市計画・建築担当) 上別府 智  
高速道対策局長 前 内 永 敏

部参事兼管理課長	中 原 光 晴
用地対策課長	河 野 和 正
技術企画課長	大 坪 正 和
工事検査課長	巢 山 藤 明
道路建設課長	上 田 秀 一
道路保全課長	西 田 員 敏
河 川 課 長	高 橋 秀 人
ダム対策監	金 丸 悟
砂防課長	米 倉 昭 充
港湾課長	明 利 浩 久
空港・ポート セールス対策監	有 馬 誠
都市計画課長	中 村 安 男
建築住宅課長	志 賀 孝 守
営繕課長	松 元 義 春
施設保全対策監	楠 田 孝 蔵
高速道対策局次長	城 戸 竹 虎

事務局職員出席者

政策調査課主幹	西久保 耕 史
議事課主査	弓 削 知 宏

○渡辺委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の概要説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○中田商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

説明の前にまずお礼を申し上げたいと思います。渡辺委員長におかれましては、大変お忙しい中、去る11月22日に行われました第24回みやぎテクノフェアのオープニングセレモニーに御出席いただきました。本当にありがとうございます。テクノフェアにつきましては、51の企業・団体から製品や技術等の紹介が行われましたほか、今年度も、工業教育フェアが同時開催されまして、高校生によります工業技術発表会でありますとかロボット競技などが行われたところでもあります。2日間の開催期間中、企業関係者や多くの高校生を初め、延べ約1万1,000人の来場がありまして、企業の受注機会の拡大や学生等への工業に対する意識の醸成が図られたと考えております。今後とも、このような場を通じまして、県内中小企業の振興を図りますとともに、将来のものづくりを担う人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

それでは、座って説明させていただきます。

本日お配りしております資料のほうを見ていただきたいと思っておりますけれども、目次にございますとおり、平成29年11月定例県議会提出議案及びその他報告事項について御説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

今回提出しております商工観光労働部関係の議案の概要であります。議案第1号「平成29年

度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」は、地方創生推進交付金事業の実施に伴いまして補正を行うものであります。その結果、商工観光労働部の一般会計歳出につきましては、表にございますとおり、補正前の額421億8,308万3,000円、今回の補正額が1,525万円、補正後の額が421億9,833万3,000円となります。

それから、その下でございますけれども、繰越明許費の追加でございます。首都圏情報発信拠点整備・機能強化事業につきましては、関係機関との調整に日時を要したことなどによりまして、当初3月中旬に予定をしておりました改修工事の完成が4月上旬になりますことから、工事費及びオープニングイベント等の経費につきまして、平成30年度への繰り越しをお願いするものでございます。

議案の概要は以上でございます。

表紙に戻っていただきまして、その他報告事項といたしまして、県内経済の概況等についてなど、4件について御報告をいたしたいと存じます。

議案、報告事項の詳細につきましては、担当課長・室長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

**○渡辺委員長** ありがとうございます。次に、議案に関する説明を求めます。

**○岩本観光推進課長** それでは、観光推進課の補正予算について御説明させていただきます。

お手元の平成29年度11月補正歳出予算説明資料15ページ、青色のインデックスの観光推進課のところをお開きいただきたいと思います。

今回の補正額でございますが、一般会計で1,525万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は7億8,211万4,000円となり

ます。

次に、17ページをお開きください。

今回の補正の内容でございますけれども、(目)観光費のうち、(事項)スポーツランドみやざき推進事業費につきまして、新規事業「スポーツランドみやざき」を生かしたまちづくり事業を増額するものであります。

続いて、事業の詳細について御説明いたします。資料かわりまして、お手元の常任委員会資料の2ページをお開きください。

まず、1の事業目的でありますけれども、読売巨人軍のキャンプが来年の2月で60周年を迎えますことから、記念イベントを実施しまして、県内外に向けてスポーツランドみやざきをより強く発信するとともに、さまざまなスポーツを楽しむために、本県を訪れる観光客を対象にした実態調査を行い、今後の戦略的なプロモーション等に役立てていくことを目的としております。

次に、2の事業概要ですけれども、予算額は1,525万円であります。財源といたしまして、2分の1を国の地方創生推進交付金を活用することとしておりまして、残り2分の1につきましては、県営電気事業みやざき創生基金をお願いしているところです。

次に、(3)の事業内容でございますけれども、まず、①のスポーツ観光実態調査及び分析事業です。これは、キャンプ時期に本県を訪れるスポーツ観戦客や、ゴルフやサーフィンなどを目的に本県を訪れた観光客に対しまして、来県の動機や、来県に当たって参考にした媒体、あるいは宿泊や食など、その他の観光の状況などについてヒアリング調査を実施し、結果を分析して、今後のプロモーション等に役立てるものでございます。

続いて、②の読売巨人軍キャンプ60周年記念

対策です。これは、キャンプ60周年を県民を挙げてお祝いするための、装飾とか写真展、トークショーなどの開催によります盛り上げ対策、あるいは親善試合実施に当たりまして、会場周辺の渋滞緩和など、受け入れ対策にかかる経費でございます。

なお、こちらの事業につきましては、県と宮崎市、関係団体等で組織します読売巨人軍宮崎協力会として実施することとしております。

最後に、3の事業効果ですけれども、記念イベントの開催によりまして、多くの観客を本県に呼び込み、大きな経済効果や県外への情報発信効果を得ることが期待できると考えております。

また、スポーツ観戦等で本県を訪れる観光客の実態調査の結果を分析し、それを活用することによりまして、観光客のニーズに応じたサービスの提供や効果的なプロモーション等が可能になると考えているところで。

観光推進課からの説明は以上でございます。

**○渡辺委員長** ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。議案についての質疑はございませんでしょうか。

**○坂口委員** 調査と分析はどこがやることになって、どういうぐあいではそこは選定していくんですか。

**○岩本観光推進課長** 調査の委託先等については、予算が通ってから検討することにしております。

**○坂口委員** いや、それは当然ですけど、どういう手法でどういったところに。やっぱり専門機関じゃないと、これ素人が行ってから、そこのアルバイトなんか頼んでたら、聞き取り手としてちょっと。だから、何をどう調査して、どういった目的に沿った正確な分析結果を

出そうとするかというのは大まかに今検討しておかないと予算も決まらないと思うんです。契約先が決まってないのは当たり前です。

**○岩本観光推進課長** そういった旅行業関係のデータ収集とかに精通しております専門業者、例えば、じゃらんとかそういった全国的ないろんな事例を持っておられるようなところになるかなと考えているところではございます。

**○坂口委員** やっぱり、大まかな、こういう条件を満たしたところに参加していただくんだっていうのは今の時点で分析しておかないと、これからじゃちょっと余りにもぬる過ぎると思うんです。基礎調査というのは、そこが原点になるわけですから、しっかりしたところにしっかりした内容のもの、条件をつけてしっかり契約していくということになって、そのための予算が500万円で終わるんだということを、やっぱりやってからの予算計上じゃないか。これはもう要望にしておきます。

**○武田委員** 初めてなので、わからないで質問しますが、今回、こうやって予算計上されて、もうすばらしいことと思うんですが、スポーツランドみやざきとか観光立県の宮崎として、こういう調査を今までされたことがなかったのか。今回の一般質問で、油津港に来るクルーズ船の話もちょっとさせてもらったときに、それは基本的に日南市が中心として、地域自治体でやられているということでしたけれど。そこ辺の、降りてどこに行かれているのか、どういう国の方々が来られているのか、レポートしていただくためにどういう方針を打つのかというのは、どういう年代の方が来られていて、どういう国の方々に、食べ物に対してはどのような注文があって、日南市内でどこに行かれているのか、串間はどこなのか、都城はどこに行かれている

のかの調査があつて、初めて観光都市としての宮崎のために、新しい施策を打てると思うんですけれど。今回初めてされているのか、今までこういう形じゃなくてもいろいろ調査はされて、野球とかサッカーのキャンプに来られた方々が、そのまま帰られるのか、キャンプ以外にほかのところの観光地を回られるのかという調査は今までされてきているんですか、どうでしょう。

**○岩本観光推進課長** 今までも、県内の観光地に訪れる方をピックアップして、アンケート調査等についてやっております。ただ、これまでそういうスポーツ観戦とかキャンプを目的に来られた方がどういうふうにそのあと行動しているかというところは、具体的に詳細な調査等を行ったことがございませんでしたので、この機会にしっかりとそこをやりたいと考えているところでございます。

**○武田委員** 市町村も今一生懸命頑張られていらっしゃるんで、やっぱり地元自治体と連携をとってというお話も常に部長も知事もされますので、ちょうどいい機会ですから、しっかりと調査されて、その調査結果をどう生かしていくか、県だけではなくて、関係市町村、関係団体と本当に連携をとられて頑張っていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**○星原委員** 今回のこのスポーツランドみやぎを生かしたまちづくり事業という名前にして、読売巨人軍の60周年をメインに考えてということなんですが、これは、読売巨人軍ともこういう事業をやりたいと打ち合わせをされているのかということと、そういう中心になるところと相談して、どういうふうにしていくかで、やっぱり今読売巨人軍も沖縄にキャンプに行ったりしているわけです。だから、宮崎の意気込みというか姿勢をしっかりと見せて、やっぱり逆にこう

いう機会を通じて、宮崎県民が、読売巨人軍の60年に対してのこれまでの感謝とか、あるいは今後に向けてのこういう気持ちで宮崎県は取り組んでいるんだというのをしっかりと見せないと、ただイベントするだけになる。いろんな調査はされるということなんで、調査をする中でそういうことをしっかりと見せることが今回の場合は大事じゃないかなと。次の70周年に向けていく上で、やっぱりそういうところをしっかりと基本的に、どういうふうになればそういうふうにしていけるのか。皆さん方がやる部分、あるいは市町村と連携してやる部分、あるいは観光団体やらいろんな、官民合わせてのところまでひくくめてどういうふうにしていくのか。記念事業なので、やっぱり相手がやることによって、ああすごいなという思いを抱くような事業にしてもらいたいなというふうに思うんですが、その辺の話し合いというか、いろんな連携のとり方は十分やっているんですか。

**○岩本観光推進課長** 60周年ということで、巨人軍のほうから、ぜひこの60年間の感謝の意を込めて盛り上げていきたいという話もありまして、当然、受け入れ側の私どもとしましても、県と宮崎市、それから、関係団体等含めて、読売巨人軍宮崎協力会というのがございますので、主体としてはここになりますけれども、県と市とか関係団体含めて一緒にやっていきたいと思いますので、今具体的な中身を詰めているところでございます。

今回、特に目玉となりますのが、親善試合で、巨人軍のOBとあとホークスのOB、監督が長嶋監督と、それから、野村監督という形で、そうそうたる往年の名選手も来られ、かなり巨人側も力を入れておりまして。チケットのほうも、今これは既に販売を開始しておりまして、半分

ぐらいもう既に完売というふうな状況でございます。

いずれにしましても、この60年間の巨人軍の功績に対しまして、しっかりとその辺は敬意と感謝を表するような形で、県民を挙げて盛り上げていきたいなと考えているところでございます。

○星原委員 よろしくお祈いします。

○外山副委員長 今回の事業ですが、あえて60周年記念事業に調査とかを絡める必要はないと思うんですけど。これは別事業であって、あくまでも、どうせやるなら60周年記念事業に全部を使ったほうがいいんじゃないかと思うんです。中途半端に何もこれにかこつけて、今さら調査をすることはしないような気もするんですが。

○岩本観光推進課長 実は今回の事業が、国の地方創生推進交付金を活用して実施するというところでございまして、その事業の中身としては、今後5年間の、要するにスポーツを核にしたまちづくりということで一応テーマを掲げて、事業をある程度組んでおります。その中で、この調査事業につきましては、来年度以降に実施する予定にしておりますいろんなプロモーションですとか、誘客のための取り組みに生かすための事業で、今年度のうちにやっておかないと、来年度からはもう取りかかれないうことで、補正で、この60周年とあわせて組ませていただいているところでございます。

○外山副委員長 わかりました。

○渡辺委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○小堀商工政策課長 商工政策課でございます。常任委員会資料の3ページをごらんいただけますでしょうか。

県内経済の概況等につきまして御説明いたします。

所管する所属が複数ございますが、一括して御説明させていただきます。

まず、1の総論についてでございますが、このページの表は、3つの機関の経済状況報告を時系列で記載いたしております。

左側から、日銀宮崎事務所、中央が財務省の宮崎財務事務所、この2つにつきましては、本県経済に関するものとなっております。一番右側が内閣府の月例経済報告で、全国の状況になります。また、表の矢印は、前期と比較いたしまして、上向きか、横ばいか、下向きかをあらわしたものでございます。

本県の状況といたしましては、これまでと同様な状況にございまして、直近の判断では、日銀宮崎事務所につきましては、表の左下のところがございますとおり、宮崎県の景気は緩やかに回復しているとしております。また、表の中央、宮崎財務事務所につきましては、平成29年7月から9月のところに記載してございますとおり、県内経済は緩やかに持ち直しているというふうにされております。

4ページをお開きいただけますでしょうか。

ここからは各論になりますが、まず、(1)個人消費の百貨店、スーパーの販売額でございます。表にございますとおり、9月の速報値では、全店ベース・既存店ベースとともに前年同月比マイナスとなっております。また、宮崎財務事務所の調査によりますと、台風による営業時間短縮の影響などもございまして、衣料品や食料品を中心に低調となっていることなどから、

前年を下回っているとのことをごさいます。

続きまして、下のほう、(2)の乗用車販売台数についてでございますが、表にございましており、軽自動車の前年同月比プラスが続いております。普通乗用車につきましては、10月が前年同月比マイナスとなりましたものの、表の一番右側に県全体がございまして、こちらのほうをごらんいただきますと、持ち直しの動きが続いております。

5ページをごらんください。

(3)の観光についてでございます。宮崎市内の主要ホテル・旅館宿泊客数は、一番上の表にございましており、9月が国内客数、外国人客数ともに前年同月比マイナスとなっております。グラフの下のほうに参考として記載しております表は、県内各地区別に調査を行ったものでございまして、三連休と台風が重なりました9月が、宮崎市内の先ほどの調査でございますが、同様に減少しておりますほか、10月の県西のところをごらんいただきますと、マイナス15.7となっております。これは新燃岳が約6年ぶりに噴火したことが影響を与えているというふうにごさいます。

続きまして、(4)の製造業についてでございますが、本県の鉱工業生産指数は、表にございましており、9月は97.2となっております、8月の96.5から0.7ポイント増加いたしております。これにつきましては、電気機械工業が上昇したことが要因と考えられております。

6ページをお開きいただけますでしょうか。

(5)の雇用情勢についてでございます。アの有効求人倍率は着実に改善を続けてございまして、本県の有効求人倍率は表にございましており、9月が1.39倍、10月が1.40倍となっております。

また、下のほうのイについてでございますが、これは、ハローワークで捕捉できない雇用情勢を把握するため、県内の民間有料職業紹介事業者等にアンケート調査を行ったものとなっております。

表の上の欄、左側の求人についてでございますが、7月から9月期の実績は、ふえた、少しふえたという割合が高い一方で、下の欄、求職につきましては、変わらないという割合が高い状況にございまして。また、中央から右半分の10月から12月期の予想でございますけれども、求人はふえる、少しふえると予想する回答が多い一方で、求職は変わらないと予想する回答が多くなっており、企業の手不足感が続くというふうに思われます。

商工政策課からの説明は以上でございます。

**○齊藤経営金融支援室長** 今年度調査しました本県中小企業等の事業承継に関する実態調査の概要につきまして、経営金融支援室から御説明いたします。

資料の7ページをごらんください。

1の調査の概要についてであります。(1)調査の目的といたしまして、本県の中小企業・小規模事業者は、地域経済を支える存在、雇用の受け皿として極めて重要な役割を担っておりますが、経営者の高齢化が進み、今後、団塊世代の経営者の引退が想定されるなど、事業承継の円滑化に向けた取り組みは喫緊の課題となっております。

そのため、中小企業等の事業承継に関する現状や課題を把握するため、本調査を実施したものでございまして。

調査期間は、ことし9月25日から10月23日まで、調査対象は、県内中小企業等のうち、60歳以上の経営者を抽出した4,992社を対象に1,327

社から回答があったところがございます。

2の調査結果であります。まず、(1)の回答者の状況としまして、業種別の構成は、建設業が47.1%と最も多く、次いで小売業が11.8%、卸売業が10%となっております。

次に8ページをお開きください。

②の従業員規模別ですが、5人以内が54.6%で最も多く、次いで6から20人が33.4%となっており、20人以内が全体の9割近くを占めております。

③経営者の年齢別としましては、65から69歳が35%と最も多く、次いで60から64歳が32.6%になっておりまして、60から69歳が全体の7割近くを占めている状況でございます。

続いて、右のほうの9ページになりますけれども、(2)の事業承継の意向状況であります。自分の代で廃業・解散する予定と回答した経営者は26.6%、まだ決めていないが22.9%、後継者に事業承継するが50.5%となっております。

下の(3)売上高の状況としましては、自分の代で廃業・解散する予定またはまだ決めていないと回答した中で、最近3年から5年の売上高が増加したと回答された方が22%、変わらないと回答された方が28.7%、減少したと回答された方は49.3%となっております。

次に、めくっていただきまして10ページです。

(4)廃業・解散予定または未定の理由としまして、自分の代で廃業・解散する予定またはまだ決めていないと回答した経営者のうち、その理由として最も多かったのが、適当な後継者がいないための42.5%となっております。続いて、事業の先行きが不透明なため、まだ時期尚早と考えるためとなっているところがございます。

次の右のページでございますけれども、(5)事

業承継の形態であります。事業承継について、まだ決めていないまたは後継者に事業承継すると回答した中で、事業承継の形態として最も多かったのは、子供への承継の66.6%となっております。子供以外の親族への承継の7.4%を合わせますと、約7割が親族内の承継を考えておられるということでございます。

めくっていただきまして、12ページでございます。

(6)事業承継に関する相談先についてであります。

まだ決めていない、または後継者に事業承継するとの回答の中で、相談先として最も多かったのは、税理士・公認会計士の42%となっております。また、その他の相談先は、同業者・銀行など多岐にわたっているほか、相談していない、相談先がわからないと回答された方も1割近くになっているところがございます。

次に、右の13ページでございますが、(7)事業承継の課題として、最も多かったのは、後継者を育成することの23.6%、次いで、取引先等との関係を維持することが15.9%、後継者の相続税・贈与税の負担を軽減することが13%、金融機関との関係を維持することが11.9%というふうになっているところがございます。

次に、14ページのところで、2の課題についてであります。

今のアンケート調査の結果から見ますと、60歳以上の経営者の半数が自分の代で廃業・解散する予定、または後継者はまだ決めていないというふうに回答されております。そのうち、適当な後継者がいないことを理由とされるのが最も多く、約4割を占めているところがございます。

また、廃業・解散する予定またはまだ決めて

いない経営者の約半数が、最近3年から5年の売上高が増加した、または変わらないというふうに回答されております。

そのようなことから、丸の最後になりますけれども、後継者が不足する中、団塊世代の経営者が引退時期を迎えておりました、事業承継が円滑に進まなければ、事業を継続できる経営状況であっても、解散・廃業を選択せざるを得ないということになりまして、地域経済を支える中小企業等の雇用や技術の喪失につながり、ひいては、地域経済の衰退にもなってくるのではないかと危惧されるところでございます。

次に、3の取り組み状況についてであります。

(1) 県の取り組み状況としましては、①の事業承継支援体制の整備といたしまして、県内中小企業との事業承継を円滑に進めていくために、関係機関による連絡会議をことしの5月に設置しまして、情報を共有するとともに、後継者のいない企業の掘り起こしから、事業承継に至るまで、各支援機関それぞれの役割分担のもと、後ほど説明しますが、宮崎県事業引継ぎ支援センターを中心にしまして、連携・協力して支援を行う体制を整備したところでございます。

②の事業承継専門スタッフを宮崎県商工会議所連合会に1名配置しまして、商工会等が行う事業承継の取り組みを支援したところでございます。

また、③の県中小企業融資制度におきまして、事業承継に取り組む中小企業等を金融面からも支援しているところでございます。

次に、右の15ページですけれども、④ことし4月1日から事業承継税制・金融支援の認定や報告等に係る窓口業務が国から県に移管されたところでございます。事業承継税制につきましては、後継者が、非上場株式の株式等を経営者

から相続または贈与により取得した場合、知事の認定を受けることで、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度でございます。いずれも、税務署への確定申告が必要となりますが、相続税につきましては、課税価格の80%、贈与税につきましては、課税価格の全額が猶予されるということになっております。

また、金融支援制度につきましては、後継者が事業承継をするに当たりまして、資金が必要な場合に、知事の認定を受けることによる特例制度ということでございます。

最後になりますが、事業承継支援の中核としての取り組みを行っています宮崎県事業引継ぎ支援センターの取り組み状況についてであります。

県内の中小企業等の事業引継ぎを支援するために、国の認定を受けました宮崎商工会議所が平成27年8月にこのセンターを設置しております。専門相談員2名が配置されているところでございます。

業務概要としましては、窓口相談における相談者ヒアリングを通じまして、相談者の財務状況や事業特性等を勘案した支援要否の判断をまず行います。その後、センターに登録された金融機関など民間支援機関による支援が必要と判断されたものについては、これらの支援機関につなぎまして、それ以外につきましては、全国のデータベースとか後継者人材バンクなどを活用しまして、この支援センターみずからが事業承継の支援を行うということになっております。

説明は以上でございます。

**○温水企業立地課長** 企業立地課からは、平成29年度の企業立地の状況等について御説明をさせていただきます。常任委員会資料の16ページをごらんください。

まず、1の平成29年度の立地状況であります。11月末日現在の数値となりますが、企業立地件数が34件、このうち県外から新たに進出した企業が14件、また、最終雇用予定者数は1,585人となっております。いずれの数値も前年度の同月と比べまして、同じレベルでありまして、引き続き順調に企業立地が進んでいるところであります。

次に、2の業種ごとの立地件数であります。製造業が15件で、最終雇用予定者数は819人、次に、情報サービス産業が13件で最終雇用予定者数は603人、流通関連業が5件で、最終雇用予定者数は112人などとなっております。製造業と情報サービス産業の2つの業種を中心とした企業立地となっているところであります。

3の過去5年間の立地状況については、立地件数は平成26年度から28年度まで連続して過去最高を更新しているところであります。先ほども申し上げましたとおり、今年度も引き続き好調に推移をいたしております。また、最終雇用予定者数は、平成27年度、28年度と連続して1,800人を超えておりますが、今年度も、これまでのところ1,800人をうかがう勢いで推移をしているところであります。

4には、次のページまでまたがりまして、今年度立地しました企業の一覧を掲載いたしております。個別の説明は省略させていただきますが、一番左の番号に丸印がついておりますのが、県外からの新規立地企業であります。また、雇用予定の欄には、当初雇用予定者数と括弧書きで最終雇用予定者数を記載いたしております。

市町村別で見ますと、6つの市と5つの町の合計11市町に立地がなされたところであります。件数の多い順に、都城市10件、宮崎市7件、西都市4件などとなっているところであります。

また、最終雇用予定者数が100人を超える立地は4件となっております。中でも、右側のページの番号19番であります。四角囲みのキャノン社の立地につきましては、昨年度の日機装に続いての大型案件でありまして、最終雇用予定者数は500人を見込まれております。

若者の県内就職率の低迷が続く中で、その改善につながることを期待されているところであります。平成31年度に予定されております操業開始に向け、地元高鍋町とともにしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

企業立地課からの報告は以上でございます。

**○中嶋オールみやざき営業課長** 続きまして、18ページをごらんください。

オールみやざき営業課のほうからは、現在進めております新宿みやざき館KONNEのリニューアルの進捗状況について報告させていただきます。

まず、初めに、1現在の状況の工事関係でございますが、設計業者とのデザイン・規格等の見直しなど工事費節減の交渉・調整を行い、実施設計を完了しまして、現在、工事の発注に向けた手続に着手するとともに、備品等についても、発注の準備を進めているところでございます。

続きまして、(2)ソフト面につきましては、現在、新宿KONNE店頭におきまして、来客者等へのリニューアル告知を実施しているところでございます。

また、物産貿易振興センターと連携しまして、物販コーナーに幅広く魅力的な商品をそろえ、より多くの事業者に出展機会を確保するための商品出展の基準づくりを進めるとともに、その下の丸になりますが、首都圏において県産品や観光等の魅力を直接アピールするための催事・

イベントコーナーや新商品の磨き上げを図るためのチャレンジコーナーの効果的な運用につきまして検討しているところでございます。

さらに、飲食店と物販コーナーの連携により、相乗効果を発揮するため、食材・産品フェアの企画など、誘客・PRの方法についても検討を行っております。

また、デジタルサイネージにつきましては、県や市町村・企業等の効果的な情報発信によりまして、宮崎の認知度の向上や店内への誘客を図りたいと考えております。

そして、一番下のリニューアルオープンイベントにつきましても、注目を集め、集客につなげるための効果的な取り組みを検討しているところでございます。

次に、2の今後のスケジュールにつきましては、平成29年12月の欄をごらんいただきたいと存じますが、12月26日から店舗を一時閉店するとともに、その下にありますが、施工業者と工事契約を締結しまして、1月初旬に着工しまして、4月初旬にかけて施工工事や備品等の整備を行い、4月末にリニューアルオープンの見込みでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○渡辺委員長** ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

**○黒木委員** 中小企業等の事業承継に関する実態調査結果についてですけれども、昨年度の資料でしょうか、宮崎県は、廃業・解散率が、多分九州で1番、全国でも2番に高かったのではないかなと思うんですが、それは間違いないのか。それから、ここ数年、過去をずっと見ても、宮崎はその率がやっぱり高いのかどうかをお伺い

したいと思います。

**○齊藤経営金融支援室長** 委員がおっしゃいましたその数字につきましては、民間の帝国データバンク社が発表したものでございまして、おっしゃいますとおり、全国で2番目の廃業・解散率というふうになっているところでございます。

それと、前年も同じように2番目で推移している状況でございます。

**○黒木委員** 宮崎県の特徴として、どういう原因が考えられるのか。新潟県が一番高かったのかなと思うんですけど、それに何か共通点みたいなものがあるのかどうかお伺いします。

**○齊藤経営金融支援室長** これがなかなか民間の調査会社が調査した内容で、非常に分析等が難しいところではございますけれども、一般的に言われているのが、やはり建設業の廃業・解散率が高いというようなどころもあって、結構全体の比率が上がっているんじゃないかなというふうに感じているところでございます。

**○黒木委員** 事業承継の取り組みを強化してこうと、事業引継ぎ支援センターを27年8月に設置したことで、そこでの相談件数といいますか、どういう状況でしょう。

**○齊藤経営金融支援室長** 27年8月に設置されてまして、現在、10月までで203件相談件数がございます。

**○黒木委員** 相当な数が相談に来ているということで、非常にいろいろ悩ましい点があると思うんですけども、小さくても技術力を持ったいろんな企業とかがあると思います。新規企業も大事だと思いますけれど、こういった、技術が承継できるような仕組みにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

**○満行委員** 企業立地の努力をいただいているんですが、それ以上に、企業の解散とか廃業と

か、倒産が上回っているのではないかなと思うんですが。解散、廃業、倒産等に伴う解雇された従業員数というのはどのような状況でしょうか。

○齊藤経営金融支援室長 解雇された数字というのは、県のほうではちょっと把握はしていないんですけども、帝国データバンクの先ほど来の調査によりますと、年間約1,000人だというふう聞いています。

○満行委員 企業立地の予定数というのは、毎年何人とするんですけど、解散とか倒産等で職を失った人の従業員数ってなかなか公に出ないかなと思うので、そのあたりの対応は必要かなと思っています。

それと、この事業承継です。まだ、後継者を育成するとか、いろいろ課題はあるのではないかなと思いますが、その相談先がやっぱり一番問題だなと思うんです。事業引継ぎ支援センターってたった1.7%、相談していない、わからないが8.9%。もっとやっぱりPRをするべきではないかなと思うんです。事業承継してもらうことは雇用の場の確保という非常に大事なことであるので、このセンターのPRの状況をお願いします。

○齊藤経営金融支援室長 このセンターにおきまして、新聞広告とか県政番組、そういったところを使いまして、今年度PRしたところがございます。先ほど、相談件数203件と言いましたが、個別に申しますと、平成27年が33件、28年が68件、今年度に至っては4月から10月まで102件というふうになっておりまして、少しずつではありますが認知されているところかなと考えております。

○満行委員 年々上がってくるのは、この国の税制改正によってやはり相談もふえるのかなと

思うのですけれども、まだ多くの方がこの事業承継税制・金融支援制度というのを知らないんじゃないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○齊藤経営金融支援室長 委員御指摘のとおり、なかなかここが進んでいないというような状況がございます。その資料にも書いてございます。ちょっと言いましたが、相続税が8割で贈与税が全額というふうになってはいますが、いろいろ今新聞報道で、政府与党のほうで、2018年の税制改革におきまして、この辺の取り組みがちょっと進んでいないということで、相続税の8割を全額猶予するとか、あとこれにつきましては、事業承継の5年間で約8割の雇用の維持が必要だというような認定要件がございます。それも緩和するような動きをしているところでございます。

○満行委員 どの企業でもこの相続税、譲与税の高さに親が倒れたらどうしようかと物すごい不安をお持ちの方もたくさんおられて、現物給付しようかどうかと悩んでいる人もいっぱいいらっしゃるんです。この制度をもっとPRするために、やっぱり支援センターももっと活躍いただきたいと思います。

○坂口委員 関連してですが、結局、将来やめていこうって考えている人などの中で、半分ぐらいは売上が減少していて、あとは変わらないかふえているというのが半分半分、4分の1ぐらいずつあったですね。ということは、売上がまずニーズとしては残っているってこと。特に建設業なんていうのは、どこがやるかの問題、それから、今、本当引き抜きをやるぐらい技術者不足なんです。だから、こういったものは、はっきりその企業、経営者の方針が出たら、やっぱり技術と、それから、売上っていったも

のをどこかに移転していく作業が一ついると思うんです。スムーズに移転できる分野というのが結構あると思うんです。小さいお店屋さんにしても消費は変わらないわけですから、毎日御飯を食べたり、必要なものを買ってくる。それをどこのお店で売ることになるかだけで、そういったニーズと技術者、雇用をやっぱりつなげる部分があるんじゃないかなというので、今後一つ工夫をしてほしいなど、課長にお願いしておきます。

**○重松委員** 先ほど満行委員のほうで事業承継のお話もあったんですが、一方で、10ページの廃業・解散理由について、後継者の相続・贈与税の負担、その前に、資金調達ができないと書いてあるんですけれども、この資金調達は当然、身内だったら土地、建物の担保があるんですけれども、一般社員においては、それが無いとかいうことも含めて資金調達ができない、売上不振なのか、その土地担保の問題なのかどちらなんでしょうか。

**○齊藤経営金融支援室長** この回答につきましては、なぜ廃業またはまだ決めてないのかというふうな問いかけに資金調達ができてないということでした。先ほど御説明しましたけれども、資料の14ページから15ページ、県におきましても、中小企業融資制度で、この事業承継に取り組む中小企業等の金融面を支援しているところでございます。

また、国においても、15ページの④ですが、丸の下のほうにありますけれども、金融支援制度で、後継者が事業承継するに当たっていろいろお金がかかったりしたときに、そういった知事の認定を受ければ、この制度が活用できるとはなっています。

ただ、先ほど来お話のあるとおり、なかなか

この辺がまだPR不足な面もございまして、活用されていないような状況もありますので、引き続きPRに努めてまいりたいと考えております。

**○重松委員** わかりました。先ほど相続税は80%、贈与税は全額と。それから、④番に特例措置制度って書いてありますけれども、この特例措置制度の内容を教えていただければと思います。

**○齊藤経営金融支援室長** これにつきましては、まず、経営者の死亡などに伴いまして、必要となる資金調達のサポート、そういったことで株式の取得資金とか、あと信用力低下時の運転資金とか、相続税の納税資金など、そういった面を一応資金ニーズとして想定しているところでございます。

**○重松委員** わかりました。しっかり事業承継をPRしていただきたいと思います。ありがとうございました。

**○武田委員** 同じく関連で質問させていただきますけれども、14ページ、15ページの中の、事業承継の専門スタッフの配置で、商工会議所連合会に相談員を1名、それと、引継ぎ支援センターが宮崎商工会議所の中にあるんですが、これは別々で、どういう関連ですか。

**○小堀商工政策課長** 今委員から御質問のございました件でございますが別々でございます。まず、14ページの②にございます事業承継専門スタッフのほうでございますが、こちらに書いてございますとおり、商工会議所連合会の中に1名配置で、商工会議所のOBの方、非常に詳しい方を配置いたしております。その方に、先ほどの若干絡みますが、県内各商工会、商工会議所全てを訪問していただいております。それで、

具体的に支援につながっておりますのが、現11月末時点で33件の21企業というような形になっているところでございます。

○齊藤経営金融支援室長 先ほどの事業引継ぎ支援センターのほうですけれども、15ページの(2)にあります、国の認定を受けた宮崎商工会議所が、中小企業診断士の方を2名配置して、相談等に応じているところでございます。

○武田委員 わかりました。先ほどの12ページの相談先で、もう先ほども出ましたけれど、結局、相談の割合が、税理士と公認会計士が42%あるんですね。商工会議所、商工会を通してこうやってPRしていくのは、私でも商工会議所会員ですので当たり前だと思うんですが、税理士とか公認会計士の方にこういう相談があった場合に、引継ぎ支援センターを紹介するような取り組みはされているんでしょうか。

○齊藤経営金融支援室長 税理士とか公認会計士の方々、まさに専門的な相談をいろいろしていただくということで、このセンターにおきましても、そういった士業の方々との連携を密に図っていこうとしているところでございます。

なかなか27年に、その取り組みが始まったばかりということもございまして、その辺は今後とも密に士業との連携を図ってまいりたいと考えております。

○武田委員 ありがとうございます。常に連携という話になるんですけれど、相談先はわかっているの、そこから支援センターのほうに紹介していただくとか。税理士・公認会計士の先生たちもそこが全てじゃないので、専門ではありますけれど、そういうふうにしていただきたいと思えます。

それと、もう一つ確認なんですけれど、この事業承継税制の、相続税8割と贈与税全額とい

うのは、まだ決まってははいないんですか。今どういう状況ですか。

○齊藤経営金融支援室長 先ほど言いました相続税8割と贈与税全額については、今の制度でございまして、今、国のほうで税調に上がっているのが相続税が80%から全額猶予と、そういった動きをしているということですので、来年度以降の話になるのかなと思っているところでございます。

○武田委員 決定はまだされていないんですけれども、こういう方向で今動いているということですね。わかりました。

○渡辺委員長 よろしいですか。ほかいかがでしょうか。

○星原委員 14ページの課題というところの、地域経済を支える中小企業等の雇用や技術の喪失という、ここが一番大きい問題だろうと思うんです。ですから、やっぱりそういう中で、60から70歳前の経営者が7割ぐらいだったですか、そういう状況のところ、従業員がまた20名以下という。ということは、これから5年先、10年先を見通すと、かなりまたやめていくというか、だから、技術がいい技術があるところなんかは、どうやって生かしていくかということをやったり考えていかないといけないのかなと。また、今人口減少の中で、地域の集落とか、そういう住んでいる地域がこういうことがなくなることで、今度またそっちも狭まっていくんじゃないかなという気がするんです。

ですから、やっぱりその辺の維持をここだけで考えるんじゃなくて、県全体の中でその集落維持とか地域の活性化とか、いろんなことに取り組みながらの中で全体を守っていくような何かをしないと。あとこの取り組み状況、5点ぐらい、いろいろ書かれているんですけど、それ

で果たして救えるのかどうかなどこう聞きながら思っているんですけど。なかなか難しいことであると思うんですけど、そこ辺のところをどう組み合わせ、地域を守っていくのか。中山間地域なんか、特にこれからもう若い人がいなくて、経営者もそういう年齢の高い人たちがいるということになると、10年先はどうなるのかなと、今説明を受けながら思ったんです。その辺の全体的なことで捉えて、農業関係とか、その地域で働くいろんなところがありますよね、加工場とかあったり、そういうところをどうやって維持していくかというのは、非常に難しいことであると思うんですけど、その辺の取り組みをどうしていったら。こういう支援制度だけで本当に継続がなるのかどうかとか、あるいは後継者がいないところに、後継者をつくるためには、やっぱりそれなりの所得の安定とか、取引ができるとか、技術をそのまま守っていかなくちゃいけないと思っている人たちがしっかり守ろうとか、そういったものの体制をどう支援するのかと思うんですが。やっぱり何かそこから考えていかないと、5年後、10年後は非常に厳しいんじゃないかなと思うんですが、その辺について何か考えているものはあるんですか。

**○中田商工観光労働部長** 今、2025年問題と言われてはいますが、まさしく事業承継も全く同じ問題を抱えていると我々思っています、最近新聞等を見ると、毎日のように事業承継の記事が出ているのかなというふうに思っています。

私も昨年、商工観光労働部長になって、この問題というのはちょっと避けて通れないなということで、実は、14ページの専門スタッフも今年度から一応配置をしたと。ことしの5月に関係機関集まって、連絡会議をつくって、やっぱ

りみんな情報共有しながら、同じ方向を向いて、事業承継にみんな協力してやっという取り組みを正直言ってスタートしたばかりなんです。その引継ぎ支援センターにつきましても、実は平成27年の8月につくったときはまだ1名体制で、国のほうも力を入れ始めて、ことしの4月から2名体制になったと。徐々に体制を強化してきている状況でございます。

我々としては、その引継ぎ支援センターを中心にやっというふうに考えておりますけれども、M&Aということで、ちゃんとやれるところについては金融機関が今までもずっとやってきているわけです。だから、なかなか難しいところについては、引継ぎ支援センターがしっかり相談窓口になって、例えば、創業を考えている人とのマッチングでありますとか、同業者に紹介するとか、基本は経営者の方というのは、やっぱり自分の身内に何とか引き継ぎをさせたいというふうに考えておられる方が多いんですけども、そうではなくて、もちろんそういうのも当然やっというふうにはいかないんですけども、第三者承継も含めて幅広く検討してもらおうような形で、これから進めていかないとなかなか難しいのかなというふうに思っています。

そういう観点で、今、商工会議所とか商工会とか、個別にいろいろ意見交換はやっというふうには、本格的にというのがあるのかなというのがある、国の方でも、今税制の関係をさらに強化してやっという動きが出ているんだろうと思っています。

ただ、非常に大きな問題だという認識を我々は持っていますので、今後とも関係機関としっかり連携しながら、事業引継ぎ支援センターの

PRも含めて、相談がしやすいような体制づくりをやっていきたいと考えているところです。

○星原委員　そこでなんですが、結局守ろうとすれば、そのエリアの中、仮に都城なら都城だけ考えたら、この業種について、引き継ぐ人がいなかったり、あるいは雇用の中にもそういう人たちが入ってこなかったりとかいろいろあります。だから、県全体で、各26市町村で同じ業種を守っていくためには、26市町村で同じことをやっている人たちの中で話をし、どっかの部分に残していくとか、何か知恵を出していかないと、その地域だけで考えていたら、もうなくなるんですよね。そうすると、同じものが地域ごとでなくなっていく。そうじゃなくて、県全体の中で、そういう同じ業種の人や、残していかなくちゃいけない技術の分野とかあるのであれば、どっかにそういうものを残すために、全体の中で考えないとなかなか難しいんじゃないかなという気がするんです。

だから、そういうような業種ごとに、そういうトータルで。商工会議所とか商工会とか、地域だけで考えさせたら、もうそこの中でしか消費でも何でも、考えられないと。だけれど、県内全体で一つの同じ業種の中でなくしたらいかんというものがあれば、全体で考えて、どっかにでも残していくとか、何かこれから少し考え方を変えていかないと厳しいんじゃないかなという気がするんですが。その辺について、商工会議所でも商工会でも、あるいはそういう関連の中小企業団体のいろんな人たちとの中で、県全体でまとまって、守っていこうとかという話し合いなんか持たれている、あるいはそういうことなんかに取り組もうとしていることはないんですか。エリアの狭いところだとなかなか厳しいと思うんですけども。

○小堀商工政策課長　今委員からお話のございました観点は、これから人口減少がどんどん進んでいく中で、特に先ほど来出ております後継者につきましても、年代のボリュームゾーンがあと3年ほどするとピークに達しまして、どんどん世代交代の時期になってまいります。そうした中で、委員のほうからございました、それぞれ残していくために集約をしていくというのは、非常に大事な考え方だというふうに考えております。

ただ、現時点で、商工会、商工会議所のほうで、そこまで見通した形での話し合いがなされているかということ、必ずしもまだ十分ではございません。全体として、そのような形で課題として取り組みを進めていこうという動きはございますが、まだ完全に具体化しておりませんので、私どもといたしましても、連携して、今委員のほうからお話のあった点、特に、宮崎の場合は、中山間地域が多うございますので、そのあたりを考えた形での取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○星原委員　あともう一点が、同じ業種でいろいろ仕入れがありますよね、26市町村でいろんな。だから、県外なり海外から仕入れるものも、同じところでどっかがまとめて安く仕入れる方法とか。そうしないと、1店舗とか1企業形態ではなかなか価格を下げられなかったりいろいろすると思うんです。だから、同じ業種の人たちが県内東になって仕入れて、その仕入れ価格をおとしていくとか。そうすると、まだ利益幅が出てくるから経営が継続できるとか、そういうこともあるんじゃないかなと。個別でいろいろ仕入れて商売しているのでは、なかなか下がってこなくて、利益も出ないんで、後継者ができないとかっていうのもあると思うんです。

ですから、県がというか、商工会でも、同じような県全体の組織があるわけですから、そこで同じ業種だったら——それはなかなか難しいのかもしれませんが、仕入れとかをやって、経費の部分を低くして利益が出て、これなら成り立つというための何かをこれから知恵を出していかないと、このまま厳しい中ではなかなか進まないんじゃないかなという気がするんですが。もう今までの商取引のやり方じゃなくて、これから維持していくためにはどういうことが考えられるかということで取り組んでいかないと。支援センターの1人や2人の人たちが、何百とある中小零細企業の人たちの相談に乗れるかといったって、なかなか厳しいところがあるんじゃないかなという気もするものですから、今後、皆さん方のほうでいい知恵を出していただいて。集落を守っていくとか、地域を守っていくとかにもつながっていく、あるいは技術をちゃんと次の世代に引き継いでいくということも大事なので、そういうことについての取り組みをしっかりやっていただければと思います。

**○坂口委員** そうしたら、KONNEのリニューアルについて、これも大方1年ずっと継続しているいろんな課題を抱えながら来たものですから、ある意味おさらいの意味で、いよいよ工事発注になったからいいんですけれど。まず、これずっと振り返って検証していきたいんですけれど、基本設計と実施設計を発注された。これがおくれたというのが繰り越しにつながっているというのが原因の大きな部分を占めているんですが、これについては、納期も含めてですけれど、まず、実施設計、基本設計、これは一括して発注されたのかどうかというのと、期日についてはどういう契約になってたのかということ。

**○中嶋オールみやざき営業課長** 今お尋ねのあ

りました基本設計と実施設計については、一体的に設計ということで、発注したところでございます。

納品自体は、11月中旬ということで予定しておったんですけれども、なかなかその辺の仕様等の調整の関係で長引きまして、それが、現在、11月下旬になったことで、若干ずれ込んだということでございます。

**○坂口委員** 予定でなくて契約ですね。納品ベースまでとする、公契約をやると思うんです。契約が守れなかったときのルールというのものもあると思うんです。そこらをまず尋ねたんです。

その契約書の写しとかにあるでしょう、契約をしたときに、工期はいつまでとするとか、納期は何月何日までとするって。金額とか相手方とか、甲乙という契約書をつくるでしょう。

**○中嶋オールみやざき営業課長** 契約自体は1月までになっておりまして、ただ、若干工期の関係とかもありまして、早目に仕上げるという格好で、11月の下旬ということで、そこは調整させていただいたところでございます。

**○坂口委員** もう一回確認ですけれど、設計を納品するのは1月という契約で発注されたということですか。

**○中嶋オールみやざき営業課長** そのとおりでございます。

**○坂口委員** それで、なぜ繰り越しにつながっていくんですか、そんな発注ってしないでしょう、最初から完成をおくらかすような。設計というのはあくまでも施工をにらんだ発注ですから、施工の何月何日までに完成させるんだと、オープンするんだというスケジュールで設計やらないと。1月までの設計なんていったら、業者はまだのほほんとしていいんですよ。最初からそんな発注やりますか。

意味がわからないですか。僕がお尋ねしたいのは、こんな大きい事業をなぜ繰り越しちゃうのかって。これは1カ月延ばせば、宣伝効果なんて何十億もあると言われますけれど、莫大な損です。早くやらなきゃ、どうせ予算つけてやるんだったら。それをあえて設計を1月ぐらいで契約していれば、当初から繰り越しというのが頭の中になれば工事は間に合わないじゃないですか。そういうことは普通だとやらないから、設計なんていうのは、夏場ぐらいまでに上げて、それから工事に入って行って、ちゃんと年度内に完成してからオープンしようというのが普通の発注です。単年度会計の中では。それを最初契約したときは、実施設計書を何日まで持ってこいということで発注されたのかというのを、まず一つ聞きたい。本当に1月だったのかどうか。

○中嶋オールみやざき営業課長 1月末というのは、残務の関係とかもありまして、基本的には納品については、11月にいただきたいということで、当初の計画でそのように予定をしておりました。

○坂口委員 計画とか予定ではなくて契約です。公契約は契約書が必ずいるんです。それには、工期というのが決まるんです。約束の期日はいつか、そこを聞いているんです。

○中嶋オールみやざき営業課長 設計に関しては、余裕を見て1月ということでありまして、納品自体は、11月にいただくということで予定しておりました……。

○坂口委員 ちょっと待ってください。時間ももったいないから最後にするけれど、設計を1月で発注されたんですね、工期を。いつ持ってきたというのは別です、その工期内ならいつでもいいんですから。いつまでに持ってこいって

契約されたのか聞いている。

○中嶋オールみやざき営業課長 設計自体の契約は11月までということになっておりました。済みません、失礼しました。

○坂口委員 なぜ当初どおり持ってきたのに、繰り越しになっちゃったんですか。工期の設定がまずかったということやないですか。

○中嶋オールみやざき営業課長 11月中旬とになっておりましたが、それが若干ずれ込みまして。その分が後ろになり、4月の下旬ということで、若干来年度にずれ込んだということでございます。

○坂口委員 そのときに工期を守らなかった相手方に対してのルールというのはどんなになっているんですか、この公契約の。民間の契約と公契約は違うんですよ、期日破りというのは。民間の場合は期日を守らなかったら、完成までもって、そして、開店がおくれた、やれ何だで、損害賠償というのをやるんです、期日がおくれたら。公契約の場合は、期日を守らなかったらそこで検討してどうするかということで、契約打ち切りというのをやるんです。それか、特別な事情があったということで、契約変更というのをやって延ばしていくんです。だから、そのところの手続を聞いているんです。

もう時間がないから、これは検証だから、反省材料として言っているからいいけれど、公契約ってそう甘いもんじゃないんです。約束は必ず守らなきゃだめなんです。県民にかわって代執行されているわけですから。なあなあまああの世界じゃないということで。だから、ルールを守らなかった相手方に対してはどうすべきかというペナルティーというのがあるんです。これは商法じゃなくて、自治法の中、会計法の中であるんです。そのところを一つやっぱり

今回は大きく反省しなきゃいかんかったという、これが繰り越しにつながったと。だから、後でしっかり報告するなりしてからどうだったということ、僕も間違いがあるかもしれんけれど、契約はそう甘くないと思うんです。そして、契約するとき、やっぱりちゃんと、いつまでに完成させる。だって、そこから出る効果というのを言われたわけでしょう。宣伝効果が幾らあるんだ、売上がどうだって、もう経営が、開店がおくれるわけですから、着工がおくれれば。一方で、工期不足の中で工事を完成させようとするれば、これではおのずと、やっぱり手抜きとは言わないけれど、そういった懸念が出てくる。そういったのを全て排除するのが公契約なんです。そこはしっかりやっぱり検証していただきたい、報告していただきたい。

それから、3億3,000万の繰り越しとなったけれど、これ最初から問題にしているのは、高過ぎるから節約してくれ、圧縮してくれということをやっています。大まかでもいいんですけど、設計書ができ上がったので、予定価格というのはもう出てきていると思うんです。だから、当初言っていた、報告したものからどれぐらい圧縮できたかということと、その圧縮対象となった事業です。建物の工事そのものか、施設から何から入れたものかどうなのかということで、大まかでいいですから、全体に対して何ぼぐらい節約できて、何%圧縮できたんだということ。数字的にはどれぐらいになるんですか。

○渡辺委員長 まず坂口委員の前段で御質問、御指摘があった部分のところについては、今答弁が可能ですか。

○中田商工観光労働部長 坂口委員がおっしゃっているのは、もうそのとおりだというふ

うに思っておりますので、その中でちょっと1回整理をさせていただいて、また御報告をさせていただきたいと思います。

2点目ですけれども、金額についてはちょっと、申しわけございませんがなかなか今言えない、今予定額が幾らとか……。

○坂口委員 大まかです。繰越金額が3億3,000万と出ているでしょう。その中で今回予算を圧縮しようとして努力したのは3億3,000万の中の建築躯体そのものに対してのリニューアル費だったら2億なんですって。その2億に対して一生懸命努力したんですとか、全体3億3,000万に対して努力したんですと、おおむね何%ぐらい節約できそうですがというのは、何も問題ないです。だって、これは議会から投げかけた課題です。それに対しての報告がないままに契約に至ろうというのは、むしろそれはおかしいと思うんです。それはまずいと部長言われるけれど、何を根拠にまずいと言われるのか、それを公表することが。では最初の課題を受けちゃだめです。予定価格は、何億何千何百何十何万何千円になって、その中から何ぼ圧縮しますと、予定価格をオープンにしないでと言っているんじゃないんです。この部分に対して一生懸命努力して、大体何%ぐらい節約できるでしょうということを報告しないと、これは最初からの課題として投げかけているんです。高過ぎやしなやかかって、もう少し安くなるんじゃないのということ。

○佐野商工観光労働部次長 今回の建設関係の費用が高いというような御指摘を受けて、商工観光労働部挙げて御指摘を踏まえて対応させていただいているところであります。大まかな数字ということで申し上げますと、設計費と工事費、そして、備品も含めまして大体3億2,000万

という予算ではございましたが、現段階での努力の状況といいますと、まず、工事費の中、これは（「余り詳しくなくていい、おおむね何%ぐらいということ」と呼ぶ者あり）大体全体で、備品を直接県で発注する、あるいは、レストラン部分の工事を、実際にレストランを運営するところにしてもらうような形の工夫をさせていただいて、大体2,000万円ぐらいは圧縮できるのではないかという状況になっております。

○坂口委員 設計が手元を離れて相手方の手の中にある状況で、3億にして7%ぐらいの節約はやっぱり相当努力をされたなというのは率直に評価したいと思うんです。問題は7%ぐらい節約をされた、執行部としては、よく頑張ったなど、これだけやっぱり2,000万くらい節約できたぞということで満足されているかもわかんないけれど、問題は、これが随意契約になっていきますよね、施工は。随意契約になると、一般論です。指名競争入札あるいは一般競争入札でやる箱物というのは、大体落札率は93%から95%ぐらいなんです、予定価格の。随意だと100%です。だから、一所懸命努力はされたけれども、随意契約だと努力した結果の予定価格、上限価格での契約に至ってしまうというところが今回の反省材料。これ指名してから競争させれば、さらに5%から7%ぐらいの節約が、もう2,000万ぐらいの節約が、結果として入札残というのが一般的に出ているわけですから。だから、それがもう方法として選択できない。相手方とのやり取りの中で予算いっぱい契約せざるを得ないだろうなというところで、今回の入札のときの競争のあり方が随契というのは、発注者側にとっては余り有利な選択じゃないなど。しかしながら、今回は条件付きの土地のエリアの中にあるから、それ以外はもう選択できなかった

んだということです、方法として。だから、これは今後に活かしてほしい。そういう場所に、本県が箱物を選べば、おのずとこの方法しか選べなくなるということで、次のリニューアルのときは場所をどうしようかなということまで含めて、やっぱり責任を持って歳出圧縮の努力の余地のあるところを選ぶというのも。そこを選びなさいじゃないんです、それも一つの事前の場所決定なり、やっぱりそういった事業決定のときの検討の中の判断材料の一つにはすべきじゃないかなという気がするんです。これをぜひ検討してほしいということ。

ですから、言いたいのは、まず、契約に当たってはやっぱりしっかりとした契約を持って、これが守れなかったときは、発注者側の責任はこうとるよ、受注者側もこうとらなきゃだめなんだよって、それはしっかり会計法の中でうたわれているんですよということをまず自覚しながら、意識しながらやっていくということです。

そして、最終的には、やっぱり県民から預かった税金ですから、どういう方法が一番安く一番いいものをつくれるかっていう。これはもう歳出に対して義務づけられています。だから、そこらのところが本当にこういった条件の中で、自分たちは履行できるのということから入っていかないと、今度のはもうどうしようもないところを選んでしまって、どうしようもないところにどうしようもない工事を入れてしまったんです。だから大変だったと思うんです。それを聞いたんですけれど、その中で7%節約されたというのは、僕は努力を多とするということは、やっぱり僕らとしても言うべきじゃないかなということを思ったものですから。厳しいことを言いましたけれど、今後にやっぱり活かしてほしいということです。契約関係、特に歳出が伴

う契約という、そのところが言いたかったんで、何も今のを根掘り葉掘りそれを知ろうとしたんじゃないくて、大まかな検証として、やっぱり反省材料は反省材料として持ってほしいということです。言うだけで、答弁要りません。

**○渡辺委員長** では先ほど部長から答弁いただきました手続のルールのところについては、次の委員会を待つ必要ありませんので、できるだけはっきりした段階で各委員に御説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** それでは、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** それでは、以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

---

午前11時32分再開

**○渡辺委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の概要説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

**○東県土整備部長** 県土整備部でございます。よろしくお願ひいたします。

説明の前にお礼を申し上げます。着席させていただきます。

先月10日に東京都で開催しました東九州自動車道建設促進中央大会・中央提言におきましては、お忙しい中、蓬原議長に県議会を代表して御出席いただきました。この場をおかりいたし

ましてお礼申し上げます。今後とも、高速道路ネットワークの早期完成に向けまして、地元や関係団体等と連携を図りながら、全力で取り組んでまいりますので、県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

今回、県議会に提出しております資料、平成29年11月定例県議会提出議案及び平成29年11月定例県議会提出報告書のうち、県土整備部関係箇所につきまして、お手元の商工建設常任委員会資料に取りまとめております。

資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

まず、議案といたしましては、繰越明許費及び債務負担行為に係る一般会計補正予算のほか、条例の改正が1件、工事請負契約の締結が2件、公の施設の指定管理者の指定が4件でございます。

次に、報告事項といたしましては、損害賠償額を定めたことについて、最後に、その他報告事項でございますが、平成29年発生公共土木施設災害の状況ほか1件につきまして御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

私からの説明は以上でございます。

**○渡辺委員長** ありがとうございました。部長からの概要説明が終了いたしましたので、次に、議案に関する説明を求めます。

**○中原管理課長** 管理課でございます。県土整備部の11月補正議案の概要を御説明いたします。

常任委員会資料の1ページをお開きください。

一般会計の繰越明許費補正の集計表を載せて

おります。太線で囲んでおります11月議会申請分の欄が今回の申請額でありまして、追加と変更の合計で8事業で、25億1,830万3,000円をお願いをしております。

内訳につきましては、2ページのほうをまずごらんください。こちらに追加分の8事業を記載してございます。

また、おめくりいただきまして、次の3ページでございますけれども、増額の変更分を記載しております。これは9月議会で承認いただきました9つの事業のうち、5つの事業につきまして、今回増額をお願いするものであります。

これらの繰り越しの主な理由といたしましては、関係機関との調整に日時を要したこと等によるものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

債務負担行為の補正についてでございます。まず、表の一番下、合計の欄でございますけれども、今回21の事業で56億5,602万1,000円をお願いしているところでございます。表の中では、ゼロ県債としまして、県単事業と交付金事業、それと、下段になりますけれども、その他の通常分の3つの区分に分けて記載しております。

まず、上の2つのゼロ県債につきましては、県単分として15億4,500万円、交付金分として19億3,300万円を今回限度額として設定したいと考えております。公共工事の早期発注ですとか、施工時期の平準化を図りますため、今回お願いするものでございます。

次に、通常分でございますけれども、ここに6件記載してございます。まず、上から2つ、1番目と2番目でございますけれども、この2件につきましては、道路や街路の工事につきまして、工事期間がそれぞれ32年度ないし31年度までとしておることから、年度をまたがります

ため、今回債務負担の設定をお願いするものでございます。

次の3番目の県立平和台公園・宮崎県総合文化公園管理運営委託費から一番下の県営住宅管理費までの4件につきましては、後ほど担当課長が内容を説明いたしますけれども、指定管理者の指定に係る債務負担の設定をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、5ページから6ページにかけては、ただいま御説明いたしました内容を議案書の形でお示ししているところでございます。同じ内容でございますので、説明については省略させていただきます。

なお、歳入歳出予算の補正については今回はございません。

補正予算の概要について、管理課からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○上田道路建設課長** 道路建設課であります。委員会資料の9ページをお開きください。道路建設課からは、議案第9号と次の議案第10号を説明しますが、2件とも主要地方道高鍋高岡線本庄橋工区で施工する本庄橋の上部工工事に関する工事請負契約の締結であります。

次のページ、10ページ、平面図と側面図をごらんください。

本庄橋につきまして、P1、P2、P3の橋脚からコンクリートを張り出して橋梁の上部工工事を施工することとしており、議案第9号は、高鍋側、左岸側になりますが、P1橋脚に係る橋梁上部工と、議案第10号は、高岡側、右岸側になりますが、P2橋脚とP3橋脚にかかる橋梁上部工であります。

それでは、議案について御説明いたします。

1ページに戻っていただきまして9ページを

ごらんください。

議案第9号であります。まず、1の本庄橋工区の事業概要であります。当工区は、国富町大字本庄から嵐田の区間におきまして、本庄橋を含む延長890メートル、車道幅員6.5メートル、全幅員14.5メートル、全体事業費としまして約42億円の防災・安全社会資本整備交付金事業であります。

次に、2の工事の概要であります。本庄橋におきましては、PC4径間連続箱桁橋というコンクリートの箱桁橋を張り出し架設により施工することとしており、橋長224メートルのうちP1橋脚にかかる延長82.6メートルを施工するものであります。

次に、3の工事請負契約の概要であります。契約の金額は、5億7,499万2,000円で、契約の相手額は、富士ピー・エス・志多・松本特定建設工事共同企業体、工期は、平成31年10月31日までであります。

続きまして、11ページをお開きください。

議案第10号であります。1の事業概要につきましては、議案第9号と同じですので、説明を省略させていただきます。

次に、2の工事の概要であります。橋長224メートルのうち延長141.4メートルを施工するもので、P2とP3橋脚において議案第9号と同様のコンクリートの箱桁橋を張り出し架設により施工することとしております。

3の工事請負契約の概要であります。契約の金額は、8億4,824万2,800円で、契約の相手方は、オリエンタル白石・大和開発・旭建設特定建設工事共同企業体、工期は、平成31年10月31日までであります。

道路建設課は以上です。

○中村都市計画課長 都市計画課でございます。

委員会資料の13ページをお開きください。

公の施設の指定管理者の指定について御審議いただくものであります。

5つの都市公園等を3つの管理単位にまとめて指定管理を行っておりますので、議案第21号から23号までの3本の議案を計上させていただいております。

それでは、まず、議案第21号から御説明いたします。

1の施設の概要であります。最初の丸にありますように、施設は、県立青島亜熱帯植物園並びに宮崎県総合運動公園であります。また、上から3番目の丸にありますように、現在の指定管理者は、一般財団法人みやざき公園協会であります。

次に、2の次期指定管理候補者としましては、現在と同じ一般財団法人みやざき公園協会を選定させていただいております。

3の指定期間につきましては、平成30年4月1日からの3年間であります。

4の選定概要、選定に至った流れについて御説明いたします。

(1)の公募の状況のイ、申請者につきましては、一般財団法人みやざき公園協会の1者でありました。

(2)の指定管理候補者の審査方法ですが、アの審査の流れにありますように、上から下に3段階の審査過程を経ております。最初に書類審査として、都市計画課において申請書類に基づき資格審査を実施いたしました。

次に、外部委員で構成する指定管理候補者選定委員会を9月に開催しまして、申請者からのプレゼンテーション及びヒアリングを行い審査を実施いたしました。

最後に、県職員で構成する指定管理候補者選

定会議を10月に開催し、選定委員会の審査結果と都市計画課において評価した結果とを照らし合わせ、候補者が異なっていないかを確認した後、一番下の米印にありますように、県として、指定管理候補者を選定いたしましたものであります。

14ページをごらんください。

先ほど御説明いたしました、指定管理候補者選定委員会の委員をイに、指定管理候補者選定会議の委員をウに記載してございます。エの選定基準・審査項目・配点であります。都市公園等の管理においては、利用者サービスの向上や、それを支える体制の確保が重要であると考えておりますことから、表の中のイの公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画やエの事業計画を着実に実施するための管理運営能力を重視し、配点をしております。

15ページをごらんください。

(3)の審査結果及び選定理由であります。

アの指定管理候補者選定委員会における審査結果は、500点満点中、434.9点でありまして、最低基準点の300点を超えております。

それから、イの指定管理候補者選定会議における確認結果でございますが、100点満点中、83.7点でありまして、最低基準点の60点を超えております。

この結果、ウの選定理由にありますように、上のポツであります。選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たしていること、それから、下のポツであります。事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、以上の2点の理由により、一般財団法人みやざき公園協会を選定いたしましたものであります。

5の指定管理候補者からの提案内容でありま

すが、(1)の指定管理料につきましては、指定管理者からの提案額は太線囲いの一番右、3年間の合計で4億902万3,000円となっており、そのすぐ下にあります基準価格を下回っていることを確認しております。

(2)の収支計画であります。一番下、収支差額はゼロとなっております。

(3)の県民サービスの向上等につきましては、公園利用者へのサービス向上や利用者数増加への取り組みとして、青島亜熱帯植物園でのパラボラチョコカフェやレンタサイクルの実施、また、運動公園運営協議会・植物園運営協議会による意見交換や情報共有を通して関係機関と連携したサービス提供を行うこととしております。

議案第21号の説明は以上であります。

16ページをごらんください。

次に、議案第22号であります。まず、1の施設の概要であります。最初の丸にありますように、施設は、県立平和台公園並びに宮崎県総合文化公園であります。上から3番目の丸にありますように、現在の指定管理者は、株式会社馬原造園建設であります。

次に、2の次期指定管理候補者としましては、現在と同じ株式会社馬原造園建設を選定させていただいております。

3の指定期間につきましては、先ほど21号と同じ平成30年4月1日から3年間であります。

4の選定概要であります。1の公募状況のイ申請者につきましては、株式会社馬原造園建設並びに一般財団法人みやざき公園協会の2者でありました。

(2)の指定管理候補者の審査方法につきましては、先ほどの議案第21号と同様であり、16ページから17ページにかけての記載のとおりで

ございます。

18ページをごらんください。

(3)の審査結果及び選定理由であります。

アの選定委員会による審査結果は、1位が418.7点で、株式会社馬原造園建設、イの選定会議における確認結果は、1位が82.5点で、同様に株式会社馬原造園建設でありました。

この結果、ウの選定理由にありますように、総合的に最も高い得点を得たこと、それから、事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、以上の2点より、株式会社馬原造園建設を選定いたしましたものであります。

5の指定管理候補者からの提案内容であります。が、(1)の指定管理料につきましては、指定管理者からの提案額は、太線囲いの一番右、3年間の合計で2億6,640万円となっており、すぐ下にあります基準価格を下回っていることを確認しております。

(2)の収支計画であります。が、一番下、収支差額はゼロとなっております。

(3)の県民サービスの向上等につきましては、平和の塔ライトアップや植栽教室の実施、また、平和台レストハウス協議会・文化公園協議会による意見交換や情報共有を通して、関係機関と連携したサービス提供を行うこととしております。

議案第22号の説明は以上であります。

19ページをお開きください。

議案第23号であります。まず、1の施設の概要であります。が、最初の丸にありますように、施設は、特別史跡公園西都原古墳群であり、上から3番目の丸にありますように、現在の指定管理者は、一般財団法人みやざき公園協会であります。

次に、2の次期指定管理候補者としましては、現在と同じ、一般財団法人みやざき公園協会を選定させていただいております。

3の指定期間につきましては、先ほどの2つの議案と同様、平成30年4月1日から3年間あります。

次に、4の選定概要であります。(1)の公募の状況のイの申請者につきましては、一般財団法人みやざき公園協会並びに株式会社馬原造園建設の2者でありました。

(2)の指定管理候補者の審査方法につきましては、先ほどの議案第21号及び第22号と同様であり、19ページから20ページにかけての記載のとおりでございます。

21ページをお開きください。

(3)の審査結果及び選定理由であります。

アの選定委員会における審査結果は、1位が414.2点で、一般財団法人みやざき公園協会、イの選定会議における確認結果は、1位が78.5点で、同様に一般財団法人みやざき公園協会でありました。

この結果、ウの選定理由にありますように、総合的に最も高い得点を得たこと、それから、事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、以上の2点により一般財団法人みやざき公園協会を選定したものであります。

5の指定管理候補者からの提案内容であります。が、(1)の指定管理料につきましては、指定管理者の提案額は、太線囲いの一番右、3年間の合計で8,259万8,000円となっており、すぐ下にあります基準価格を下回っていることを確認しております。

2の収支計画ですが、一番下、収支差額はゼロとなっております。

(3)の県民サービスの向上等につきまして、春の山野草を食べようや星空観察会といった西都原ならではのイベントの実施、また、西都原連絡会による意見交換や情報共有を通して、関係機関と連携したサービス提供を行うこととしております。

都市計画課からは以上であります。

○志賀建築住宅課長 建築住宅課でございます。委員会資料の7ページをお開きください。

議案第5号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

今回の改正は2点ございますので、それぞれ御説明させていただきます。

まず、1点目でありますが、1改正の理由の(1)にありますとおり、公営住宅法等の一部が改正されたことに伴い、認知症患者等の家賃決定方法を追加するなどのために行うものであります。

ここで、右のページをごらんください。公営住宅法の一部改正の内容について御説明させていただきます。

1の家賃の決定方法でありますが、(1)にありますとおり、公営住宅の家賃につきましては、入居者が毎年度行う収入の申告により把握する世帯の収入を初め、団地の立地、住戸の広さ、築年数、設備の程度などに応じて、事業主体である県が決定をしております。

また、(2)にありますとおり、収入の申告を行わない入居者の家賃につきましては、収入に応じた額の算定ができませんので、事業主体である県が算定して定めます、対象となる公営住宅の近傍にある同種・同規模の民間賃貸住宅の家賃の額、いわゆる近傍同種家賃まで引き上げることとされております。

次に、2の家賃決定方法に係る公営住宅法の一部改正についてであります。これまで収入の申告を行わない入居者の家賃は、その理由にかかわらず、通常より高額の近傍同種家賃となっておりましたが、社会的弱者への対応の観点から、認知症である方等で、収入申告を行うこと等が困難な事情にあると事業主体が認める方につきましては、本人の申告によらず、事業主体が調査して把握した収入に応じて家賃を決定できるよう公営住宅法の改正が行われたところでございます。

下の表には、家賃の算定方法について、左の列に現状を、右の列に改正後を示しております。表の上の段にありますとおり、収入の申告を行う場合の家賃の算定方法に変更はございません。下の段のとおり、収入の申告を行わない場合、事業主体の判断で、下線部のような取り扱いができることとされました。

左のページにお戻りください。

2の改正の内容についてであります。①の①にありますとおり、公営住宅の家賃の決定に当たり、認知症患者等の入居者が収入申告等を行うことが困難と認める場合、県が官公署の書類の閲覧等により把握する収入状況をもって、当該入居者の家賃を定めることを可能とするための規定を追加しますほか、②、③のとおり、公営住宅法施行令等の関係法令の改正による条項ずれの修正等を行うものであります。

3の施行期日につきましては、(1)のとおり、公布の日から施行することとしております。

次に、2点目でありますが、1の改正の理由の(2)にありますとおり、介護保険法の一部改正に伴いまして、上の(1)の改正により引用する同法の改正条文が、平成30年4月1日に施行されることが既に国において決まっております。

ますので、改正後の介護保険法の条文と整合させるために行うものであります。

2の改正の内容につきましては、(2)にありますとおり、認知症であるものを定義する規定を介護保険法第5条の2から第5条の2第1項に改正するものであります。

最後に、3の施行期日ではありますが、平成30年4月1日から施行することとしております。

議案第5号につきましては、以上であります。

次に、委員会資料の22ページをごらんください。

議案第24号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。これは、県北地区を除く8土木事務所管内にあります県営住宅83団地の指定管理者を指定することについて、議決を求めたものであります。

1の施設の概要は、記載のとおりでございます。

2の次期指定管理候補者につきましては、現指定管理者である一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会であります。

3の指定期間につきましては、平成30年4月1日からの5年間であります。

次に、4の選定概要であります。(1)の公募の状況、イの申請者につきましては、一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会1者でありました。(2)の指定管理候補者の審査方法につきましては、アの審査の流れは、先ほど都市計画課長から御説明いたしました県立青島亜熱帯植物園等と同様であります。

23ページをお開きください。

イの指定管理候補者選定委員会委員は、表にありますとおり、九州保健福祉大学の三宮准教授を委員長とする5名の外部委員としております。ウの指定管理候補者選定会議委員は、県立

青島亜熱帯植物園等と同様であります。エの選定基準、審査項目、配点は表のとおりでございます。

なお、選定基準のうち、ア、イ、エの配点を大きくしておりますが、これは、公営住宅法等に基づく県営住宅の管理の要領が大変複雑であることや、管理の対象となる住宅が広域かつ多数に及ぶことなどを考慮したことによるものであります。

24ページをごらんください。

(3)の審査結果及び選定理由につきましては、アの指定管理候補者選定委員会における審査結果は369点、イの指定管理候補者選定会議における確認結果は69点でありました。この結果、ウの選定理由は、選定委員会及び選定会議において最低基準点を超えて得点したこと、事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められることであります。

最後に、5の指定管理候補者からの提案内容であります。

(1)の指定管理料につきましては、指定管理候補者からの提案額が、5年間の合計で9億2,500万円となっております。

(2)の収支計画は、記載のとおりでございます。

(3)の県民サービスの向上等につきましては、新たな取り組みとして、団地の集会所において家賃や収入申告手続について、入居者の不安解消の手助けを行う収入申告出前相談会や入居者同士が気軽に交流できるふれあいサロンを開催するとともに、引き続き、入居者の不安解消につなげる何でも相談ダイヤルの設置、入居者向けの冊子「維持管理のすすめ」の作成及び全戸配布、年4回の壁新聞の発行等を実施する

としております。

建築住宅課は以上でございます。

**○渡辺委員長** ありがとうございます。執行部の説明が終了したところですが、お昼をまたぎますので、質疑については午後にさせていただきますと思います。午後1時10分再開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

午後0時1分休憩

---

午後1時8分再開

**○渡辺委員長** 委員会を再開いたします。

執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

**○重松委員** 公の施設の指定管理者の指定について1問だけ。

13ページの(2)の審査の流れの内容で、書類審査を通過した申請者を対象に、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行うと書いてあるんですけど、特にプレゼンテーションにおいては、どういうことが特徴的に述べられるのかを教えていただけないでしょうか。

**○中村都市計画課長** プレゼンテーションにつきましては、例えば、今回、2者御提案があったところでございますけれども、それぞれの会社が我々に指定管理を委託してくれれば、こういう自主事業、例えば、きょうお話し申し上げた中で、青島亜熱帯植物園で、パラボラチョコカフェとかございますが、あれは、実は年間1,200万ぐらい売り上げておまして、その売り上げをまた公園の質の向上に入れるんだとか、そういう自主的な提案を特に強く言われるところもありますし、あるいは公園に対する理念を説くところもありますし、いわゆるパワーポイント

を使って、一生懸命、各者プレゼンをされます。

**○重松委員** なるほど。同じような競合する会社と差別化を図るための独自性を出されているということですね。それが評価されているんだと、わかりました。

**○武田委員** 初めてなので、ちょっとわからないので聞きますけれど、指定管理者の選定に係る申請者が、少ないような気がするんですが、受けられるような会社がないのか。1者とか2者でありまして、ほとんど公園整備に関しては、この2者しかないような状態に見えるんですけど、そのあたりはいかがなんでしょうか。

**○中村都市計画課長** 平成18年度から指定管理者の第1期を始めて、この29年度までの3年間で第4期、次期が第5期ということになっております。

確かに、指定管理の冒頭は、一番多いところでは5者来たりしています。順次少なくなっていくという状況にあるんですが、今回の応募をしたときに、説明会を開きました。その説明会には、3者来ておられます。そういった、私どもの説明会をしっかりと聞いた後に、結果的に応募してきたところが2者ということですが、いずれにしても、一つは競争性を確保していくという観点がございますので、今回も、県のホームページでありますとか、新聞でありますとか、さまざまところでこの指定管理について、私どものほうでPRをいたしましたけれども、今後とも、指定管理の意義を含めまして、関係者に対しましてしっかりと伝えてまいりたいというふうに考えております。

**○武田委員** もう一点お願いします。前年よりもちょっとずつ指定管理料がふえているんですが、人件費が昨今ちょっと上がってきておりますので、人件費分がふえていったと理解してい

いのか、その他の要因があつて指定管理料がアップしているのか、それをお願いします。

○中村都市計画課長 確かに委員がおっしゃいますとおり、公園管理に関していいますと、第4期から第5期にかけまして、いわゆる人件費とおっしゃいましたが、非常に労務単価が、この議案第21号、22号、23号、平均6%は上昇しております。議案の22号、23号に関しては、まさに人件費、労務単価の増でございます。

議案の21号、総合運動公園と青島亜熱帯植物園でございますが、ここは、労務単価の増に加えまして、御承知のように、大温室でありますとか、青島の亜熱帯植物園はリニューアルをいたしましたので、植栽面積の増でありますとか、あるいは入場者が、リニューアルした時期を除いて申し上げますと、26年度が9万1,000人だったのが、28年度は35万5,000人と非常にふえているということで、お客様の対応に1人ふやさざるを得なかったことでございますとか、あと維持管理費でございますとか、このあたりでふえておるといふことになっております。

基本的には、今の労務単価の増と、それから施設を改変したところについては、その維持管理とか対応の増でございます。

○武田委員 最後にもう一点だけ。県営住宅の指定管理者も1者だけで行われているわけです。これも、専門的なところがあると思うんですが、点数は、ほかのところと比べて60点以上ですので、低いという言い方がどうか、ちょっとわからないんですけれど。宮崎の宅地建物取引業協会ですので、それなりの専門知識があつたり、経験も豊富なところで、この69点という点数はどういうふうに理解したらいいのかなと思うところですが、いかがでしょうか。

○志賀建築住宅課長 県営住宅の指定管理公募

者の選定に当たりますて、選定委員会それから選定会議、それぞれの点数が公園に比べるとやや低めになっております。

選定委員会のほうの点につきましては、選定委員会の場でさまざまな質疑応答がなされておりますして、その質疑応答の中で、例えば、指定管理者の職員の方々は、たくさんの個人情報を取扱いますので、その点の職員研修についてはどうなっているかというような質問に対して、提案内容がもう少し充実したものでもよかったのではないかというような意見がございました。

また、県営住宅の敷地内におきまして、しばしば無断駐車が見られると、こういったことについて、指定管理者が直接管理をしていく中で、十分に対応し切れていないようなところもあるんじゃないかといったような御意見もあつまして、やや低目の点数になったのかなというふうを考えております。

それと、選定会議のほうの69点でございますけれども、これも、私どもとしましては、選定委員会の委員の方々と同意見の部分がございまして、常日ごろ指定管理者に対しましては、個人情報の取り扱い等、非常にデリケートな部分もございまして、職員の研修と資質の向上、育成につきましては、日ごろからお願いをしているところでございます。その点につきまして、研修内容がもう少し充実したものであつてもよかったのではないかとといったような感想もございましたので、若干低目の点数になっておるところでございます。

○武田委員 ありがとうございます。

○星原委員 まず、21号から23号の指定管理者の選定委員会委員が、4名いらっしゃるわけですが、これは、何か基準があるのか。この4名の方はどの分野の人とかということで、公

認会計士さんもおられますが、何か基準という  
か、決め方がなされているんですか。

○中村都市計画課長 公園でございますので、  
1つは公園に精通した方をということと、それ  
から、今、委員がおっしゃいましたように、い  
わゆる指定管理で経営を受けるということでご  
ざいますので、経営に精通した方。そういった  
ことから、例えば、委員長の熊野教授につつま  
しては、公園の専門家であり、都市計画の専門  
家であるというようなことから、委員長をお引  
き受けいただき、岡島委員も、南九州大学の園  
芸関係ですので、花緑の専門家であります。そ  
れから、村上様は公認会計士、経営の観点でご  
ざいます。それから、一番下の力武様は、地域  
交流でありますとか、いわゆる県民の利活用と  
いう面から入っていただいておりますし、それ  
から、柳瀬様におきましては、いわゆる防犯と  
か公園の安全上とか、そういったさまざまな角  
度から御審査いただくということを、私どもで  
最初に決めまして、委員は選定してございます。

○星原委員 前回のときにも、この同じ方々で  
すか。毎回、交代で違う人を選んできているも  
んなんですか。

○中村都市計画課長 毎回選ぶということにな  
りますが、連続してやられている方ももちろん  
ございますけれども、基本は、毎回毎回しっか  
りその都度の委員の方々に交渉しまして、了解  
を得た後に委員に御就任いただいておりますとい  
うことでございます。

○星原委員 公募が1者の場合だと、そうでも  
ないかもしれませんが、何者か公募に来られる。  
事前に、この選定委員という人が誰だというこ  
とが、もともと、公表じゃないでしょうけれど、  
ある程度わかっているものなのか、誰かわから  
ない状況でやられているものなのか、どうなん

ですか。

○中村都市計画課長 最初に、いわゆる公募を  
いたすときに、選定委員についても公表してお  
りますので、事前には確かにわかっておるとい  
うことになりますけれども、委員の方々は、公  
公平公正な視点で御審査をいただいていると考  
えております。

○星原委員 配点が100点となっていて、これは、  
アならア、イならイ、20点とか35点とあるわけ  
ですが、4人での協議の結果で何点という点数  
をつける形なんですか。1人が何点ずつ持って  
いて、それでという形とちょっと違うのかなと  
思うのですが、その辺はどうなんですか。

○中村都市計画課長 委員が4名と委員長が1  
名で計5名でございます。1人100点の持ち点  
で500点ということになっておりまして、審査に  
当たりましては、それぞれすり合わせなどをす  
ることなく、独自の視点で点数をつけていただ  
くということになっております。その集計は私  
どもですということ、まさに独自の視点で  
ございます。

○星原委員 わかりました。

○渡辺委員長 よろしいですか。ほかにいかが  
でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に、報告事項に関  
する説明を求めます。

○西田道路保全課長 道路保全課であります。  
損害賠償額を定めたことについて報告いたしま  
す。

委員会資料の25ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたこ  
とについて、地方自治法第180条第2項の規定に  
基づき御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が1件でございます。

事故の内容について御説明申し上げます。

発生日、発生場所につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりでございます。

こののり面崩壊事故でございますが、被害車両が国道219号を走行中に、突然道路上方ののり面が崩壊し、崩れ落ちてきた土砂に車両が押し流され、車両のタイヤ、ホイール、ドアパネルなどを損傷したものであります。

本件は、その内容から、被害者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額は99万2,720円となっております、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります、引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

道路保全課は以上であります。

○松元営繕課長 営繕課であります。

委員会資料の26ページをお開きください。

県有車両による交通事故に伴い、損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

発生日及び場所は、表に記載のとおりでありまして、職員の前方不注意により、渋滞のため停車していた車と玉突き事故を起こしまして、相手方車両2台にバンパー破損の損害等を与えたものであります。

まず、表の1番目と3番目は、車両の修理費用等の物件損害賠償でございます。車の所有者は、2台とも運転者が勤務する会社でありましたので、それぞれの会社に対し、40万2,000円と67万6,180円の賠償を行いました。

次に、表の上から2番目と4番目は、医療費等の人身損害賠償であります。相手方の車に乗車していたのは、2台とも運転者1名ずつであ

りましたので、それぞれの方に対し、4万1,777円と5万9,406円の賠償を行いました。

過失の割合は、全て県側にありますので、先ほど申し上げました損害賠償額は、全額加入保険から支払われております。

職員には、日ごろから交通安全について注意を喚起しているところではありますが、今後ともあらゆる機会を活用して指導を行い、交通事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

営繕課は以上であります。

○渡辺委員長 ありがとうございます。説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に、その他報告事項についての説明を求めます。

○高橋河川課長 河川課でございます。

まず、平成29年発生公共土木施設災害の状況について御説明をさせていただきます。

委員会資料の27ページをお開きください。

1の平成29年発生の災害と、その災害査定状況におきましては、9月の台風18号や10月の台風22号などによる、県が管理する河川や道路などの公共土木施設の被害報告額は、河川で98カ所、16億9,900万円、道路で53カ所、27億2,900万円など、県小計の欄にありますように、156カ所、49億300万円となっております。

その下の市町村では、河川で62カ所、4億6,100万円、道路で154カ所、20億3,200万円など、計218カ所、26億2,100万円となっております、県、市町村合わせた被害額は、374カ所、75億2,400万円となっております。

このうちの中ほどの欄にありますように、国の災害査定が完了したものは、県で101カ所の13億3,400万円、市町村で145カ所、6億7,900万円、

県、市町村合わせまして246カ所、20億1,300万円が決定したところでございます。

右端の災害査定残箇所の欄にあります県、市町村合わせまして128カ所につきましては、串間市の国道448号地すべり対策箇所を除き、127カ所をことしの12月と来年1月に、国の災害査定を終えることにしております。今後、被災箇所の早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

次に、2の台風22号の被害状況につきまして御説明をいたします。

これにつきましては、既にお知らせをしたところでございますが、県で41カ所、12億1,400万円、市町村で46カ所、12億6,600万円、県、市町村合わせまして87カ所、24億8,000万円の被害報告となっております。

なお、これは、先ほどの1の表の被害報告の内数となります。

次のページをごらんください。

3の主な被災箇所及び現時点での災害復旧状況についてであります。

①は、ことし5月12日の豪雨による西米良村の国道219号ののり面崩壊でございます。

被災後、応急工事により崩土を取り除き、仮設防護柵を設置しまして、6月29日には片側交互通行で開放したところでございます。7月の災害査定後、現在、本復旧工事を施工中でございまして、年度内に全ての復旧工事を完成する予定でございます。

②は、台風18号による宮崎市の二級河川清武川水系岡川の護岸決壊でございます。

被災後、応急工事によりまして、大型土のうを設置し、被災の拡大を予防しているところでございます。12月には工事を発注いたしまして、来年、出水期までに完成の予定でございます。

③は、台風22号による日南市の県道鶴戸神宮線ののり面崩壊でございます。

応急工事によりまして、崩土除去及び仮設防護柵を設置しまして、11月11日には、全面通行どめから片側交互通行で開放を行ったところでございます。現在、復旧工法検討のため、地質調査及び詳細設計を行っているところでございますが、災害査定に向け、国との協議を進めているところでございます。

次の29ページをお開きください。

④は、同じく台風22号によりまして、日南市の国道448号ののり面に変状が起きた箇所でございます。

応急工事を実施しまして、片側交互通行で交通開放を行っているところでございますが、現在、路面のさらなる変状が確認されておりませんので、引き続き経過観察を行いながら、対策を検討してまいりたいと考えております。

⑤は、同じく台風22号によりまして、串間市の市道大納高畑山線の橋梁災害でございます。

復旧工法検討のため、地質調査と詳細設計を行っているところでございまして、早期復旧に向け、国と協議を進めながら、1月に災害査定の前でございまして。

また、橋脚及び橋桁を出水期までに撤去いたしまして、早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

⑥は、ことし7月に御報告をいたしました、ことし6月20日の梅雨前線豪雨によりまして、串間市の国道448号の地すべり災害が発生した箇所でございます。

現在、災害復旧事業の採択に向けまして、さまざまな検討を行い、国との協議を行っているところでございます。

続きまして、30ページをごらんください。

中小河川緊急治水対策プロジェクトについて御説明をさせていただきます。

これにつきましても、12月1日に国から発表されまして、皆様にはお知らせをしたところでございます。

河川緊急治水対策プロジェクトとは、九州北部豪雨を踏まえ、全国の中小河川で行った緊急点検によりまして抽出された箇所において、林野庁と連携し、今後おおむね3年間、平成32年度を目途としまして、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備や、多数の家屋や重要な施設の浸水被害を解消するための河道の掘削など、また、危機管理型水位計と呼んでおりますが、洪水に特化した低コストの水位計を設置するものでございます。

1の九州北部豪雨を受けて実施した中小河川の緊急点検の内容について、まず、御説明をいたします。

(1)の点検対象及び内容についてでございます。

①の土砂・流木対策や、再度の氾濫防止対策につきましましては、国の交付金で、現在、事業を実施している箇所を対象としまして、家屋や要配慮者利用施設などの重要な施設に浸水被害が想定される河川及び溪流を抽出したものでございます。

次に、②の洪水時の水位監視、これは、水位計の設置についてでございますが、人家や重要な施設が浸水するおそれがあり、的確な避難判断が必要な箇所を抽出しているものでございます。

(2)のこれらの点検期間でございますが、①の土砂・流木対策や再度の氾濫防止対策につきましましては、平成29年9月26日から10月18日までの約3週間、②の洪水時の水位監視につつま

しては、10月25日までの約1カ月でございます。

次に、2の本県のプロジェクト内容についてでございます。

(1)の期間といたしましては、国のプロジェクトと同じく、本年度から平成32年度までを目途としております。

(2)の対象箇所並びに(3)の対策の内容につきましましては、あわせて御説明をいたします。

土砂・流木対策では、五ヶ瀬川水系蔵の平川など、8溪流におきまして、透過型砂防堰堤などの整備を、また、再度の氾濫防止対策では、耳川、一ツ瀬川など13水系、6.6キロメートルにおきまして、河道の掘削や堤防の整備など、そして、洪水時の水位監視につきましましては、庄内川、浦之名川など45河川、67カ所に水位計を設置することとしております。

河川課からの説明は、以上でございます。

**○渡辺委員長** ありがとうございます。説明が終了いたしました。質疑がございましたら、お願いいたします。

**○重松委員** 28ページの国道219号、西米良村ののり面崩壊、5月12日～13日、この事案は、先ほどの損害賠償の自動車事故と同じということでしょうか。

**○西田道路保全課長** そのとおりであります。

**○重松委員** このときの降雨量は、どのくらいあったのでしょうか。

**○西田道路保全課長** 5月12日からの豪雨ということでありましてけれども、西米良の観測所で、総雨量163ミリ、時間最大23ミリであります。

**○重松委員** ということは、こののり面が崩壊する可能性、危険性というか、道路の通行を規制するとか、そういうことはされなかったということなのでしょうか。

**○西田道路保全課長** 予防規制等々はとってお

りませんでした。

○重松委員 今後そういうことがあり得るときは、やっぱり道路規制は考えられるんでしょうか。

○西田道路保全課長 県が管理している道路におきましては、雨量が一定程度になりますと、危険と定めた区間におきましては、予防規制区間というものを設置しております。雨量が一定程度に達しまして、管轄する土木事務所長が危険と判断された場合には、予防規制を敷くことになっております。

○重松委員 崩落の写真を見る限り、これは、人命事故にならなくて、という思いがするんですけれども、のり面も注意、監視しながら、また雨量等の交通規制もしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

○渡辺委員長 ほかほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、最後、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午後1時38分休憩

---

午後1時41分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、あす、行いたいと思います。開会時刻は、13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いた

します。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 特に何もありませんので、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後1時41分散会

平成29年12月8日(金曜日)

---

午後0時59分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	渡	辺	創
副委員	長	外	山	衛
委員		坂	口	博美
委員		星	原	透
委員		黒	木	正一
委員		満	行	潤一
委員		重	松	幸次郎
委員		武	田	浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

政策調査課主幹	西久保	耕史
議事課主査	弓削	知宏

---

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め御意見がありましたら、お伺いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、これより議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、一括で採決を行うことといたします。

一括して採決いたします。議案第1号、第5号、第9号、第10号、第21号、第22号、第23号、第24号につきましては、原案のとおり可決する

ことに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。御意見がございましたら、お伺いいたします。

暫時休憩します。

午後1時0分休憩

---

午後1時1分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任をいただくということで、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査につきましては、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時2分休憩

---

午後1時5分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

もう一回、今回の委員長報告に関して、委員間協議として御発言がございましたらお願いいたします。

○星原委員 災害が多い状況で、今回も特に国

道220号と448号の対応の仕方。それから、こういう危険箇所区域あたりには、事業の中で積極的に、急傾斜なんかと同じで、もう少し事前から取り組みをしておくべきではないかということ辺りは一つ入れておいてもいいのかなと思うんですけれど。

あとは、今回は開通までが早かった、対応が早かったので、そのようなことを褒めるべきこともちょっと入れていいのかなと。

○**渡辺委員長** 先ほどからありますように、関係機関、国や事業者の皆さん等とも連携を密にして、今回のような早期の回復にということです。

○**星原委員** 県民が安心できるような対策を事前から。何かそういうのを少し入れておいた方が。

○**坂口委員** 災害に強い道路づくりに努められるよう要望しますと。

○**星原委員** 委員協議で出た項目ということで。

○**渡辺委員長** わかりました。ほかに御意見がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** なければ、委員間協議をこれで終了させていただきまして、暫時休憩します。

午後1時7分休憩

---

午後1時8分再開

○**渡辺委員長** 委員会を再開いたします。

1月25日の閉会中の委員会につきましては、皆様からいただいた御意見をもとに、正副委員長に御一任させていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** では、そのようにいたします。

その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、以上をもちまして、委員会を終了いたします。

午後1時8分閉会